

## 〔資料紹介〕

# 街づくりの必要性の根拠について

## —京都市東九条地区のコリアン系住民による街づくり—

原尻 英樹\*

キーワード：ニューカマー，オールドカマー，血統主義，戸籍，排除

## 目次

資料紹介の目的

第1章 東九条一帯のコリアン系食堂等

第2章 「在特会」の活動とそのインパクト

第3章 外国人登録法廃止に伴う在日外国人の社会的処遇の変化

結語あるいは街づくりの可能性とその方向性

## 資料紹介の目的

いわゆるエスニックタウンの構想は、1980年代の川崎市から始まり、2010年現在において、コリアン系では東京の新大久保・大久保や大阪の生野区において盛んになっている。この背景には在日外国人の増加があり、ニューカマー外国人の定住化による新たな地域社会づくりが必要になったことがあげられる。つまり、日本国内の定住外国人の対策という文脈ではオールドカマーである在日コリアンに対する新たな対応が生じたのではなく、ニューカマー外国人が増加したということが注目すべき要件になると考えられる。

本資料紹介では、これからの街づくりを考え

るために、まずは、客観的データが必要であると考えられるので、第1章で京都市南区の東九条一帯のコリアン系食堂を中心としたその分布について記述する。日本各地のコリアタウン構想は、いわばマジョリティである日本人とコリアンとのコミュニケーションの場であり、しかもコリアンにとっては「エスニック・ビジネス」である韓国食堂等の飲食店を中心にすすめられている。東九条もその例外ではなく、客観的にみてもコリアン系の食堂等が集中しており<sup>1)</sup>、今後の街づくりを考える上では、地域社会の「資本」でもあるこれらの食堂が重要な役割を果たすと考えられる。しかしながら、これまでコリアン系の食堂についてのこのようなマップさえもなく、東九条における、オールドカマー、ニューカマーによるいわゆるエスニック・ビジネスについての客観的データが十分ではなかった。

第2章においては日本全体で起こっている「在特会」による在日コリアン排斥運動について考察する。「在特会」についての報道等はそれほどあるわけではないが、実際は、日本各地の在日コリアン集住地での街宣活動、在日コリアンサイドからは「襲撃」とも受け取られてい

\* 立命館大学産業社会学部教授

る活動が活発化している。いわば、これは民主主義への挑戦とも受け取ることができる活動でもあるといえよう。後述するように、東九条においても数回にわたって、「在特会」のデモンストレーション（いわゆる街宣活動も含まれる）がおこなわれ、この活動が地域社会において少なからぬインパクトを与えている。また、この活動の前提には日本社会全体における在日外国人への無関心、外国人排斥というモメントがあることも見逃せないと考えられる。これは地域社会特有の事態ではないが、これを無視しては新たな街づくりについては考察できないといえよう。

第3章においては、社会的レベルではニューカマー外国人の増加があり、また、オールドカマーについては日本国籍取得者の増加が、旧来の外国人登録法が廃止され、定住外国人の管理運営は、出入国管理法に基づき、住民票によるそれが導入されることが既に決定されている。しかしながら、これまでの研究においてはこの新たな事態について考察したものは見当たらず、しかも、当事者である在日コリアンさえもこの事態について理解しているとはいえない。つまり、新たな行政施策が始まってから当事者が気がつき、また、研究者が目をつけるという状況であるといえよう。日本国による定住外国人の処遇の変化も、街づくりを实践するうえで、見逃すことのできない事態であると考えられる。また、この行政施策の前提には、社会でも暗黙裡で受け入れられていると考えられる血統主義があり、「在特会」活動もこの血統主義に基づいている。つまり、これによれば、日本は血統的に先祖代々日本人である人々の土地であり、外国人は文字通り、「外の人」であって、地域社会の正式メンバーではな

くなるのである。

## 第1章 東九条一帯のコリアン系食堂等

### 京都市東九条地区の韓国系食堂を中心としたマップ

#### 1. 本マップ作成経緯

本報告の監修者である原尻は、コリアン系住民が集住している東九条のまちづくりに関与している。近年、京都市によるまちづくり構想が具体化しつつあり、その構想化のためには客観的な現状についての認識が必要だと考えられる。これまでの東九条は、京都駅から至便な場所にありながら、事実上、行政的にはあまり関心が払われてこなかった。東松ノ木団地第一棟が完成したのは1996年のことであった。この地は、それまで、「40番地」と呼ばれており、コリアン系の住民を中心とした不法住居地区であった。不法居住という形態でしか生活を維持できない人々が集まったのであるが、この団地に象徴されているように、近年まで住民の生活改善について行政から積極的なアプローチがあったとはいえないだろう。

本マップは、原尻が下調べをしたうえで、原尻担当の2009年度「社会調査士I」（立命館大学産業社会学部）の受講者によるフィールド調査<sup>2)</sup>に基づいている。東九条に関することでは、このようなマップは初めての試みであり、資料的な価値があると考えられるので、受講の学生全員の成果の一部としてここに公表する。

#### 2. 本マップのアウトライン

サイトは、河原町通を中心として、それに平行に走る東西の通り（河原町通を中心にして、須原通、竹田街道と他一つの総計4）である。

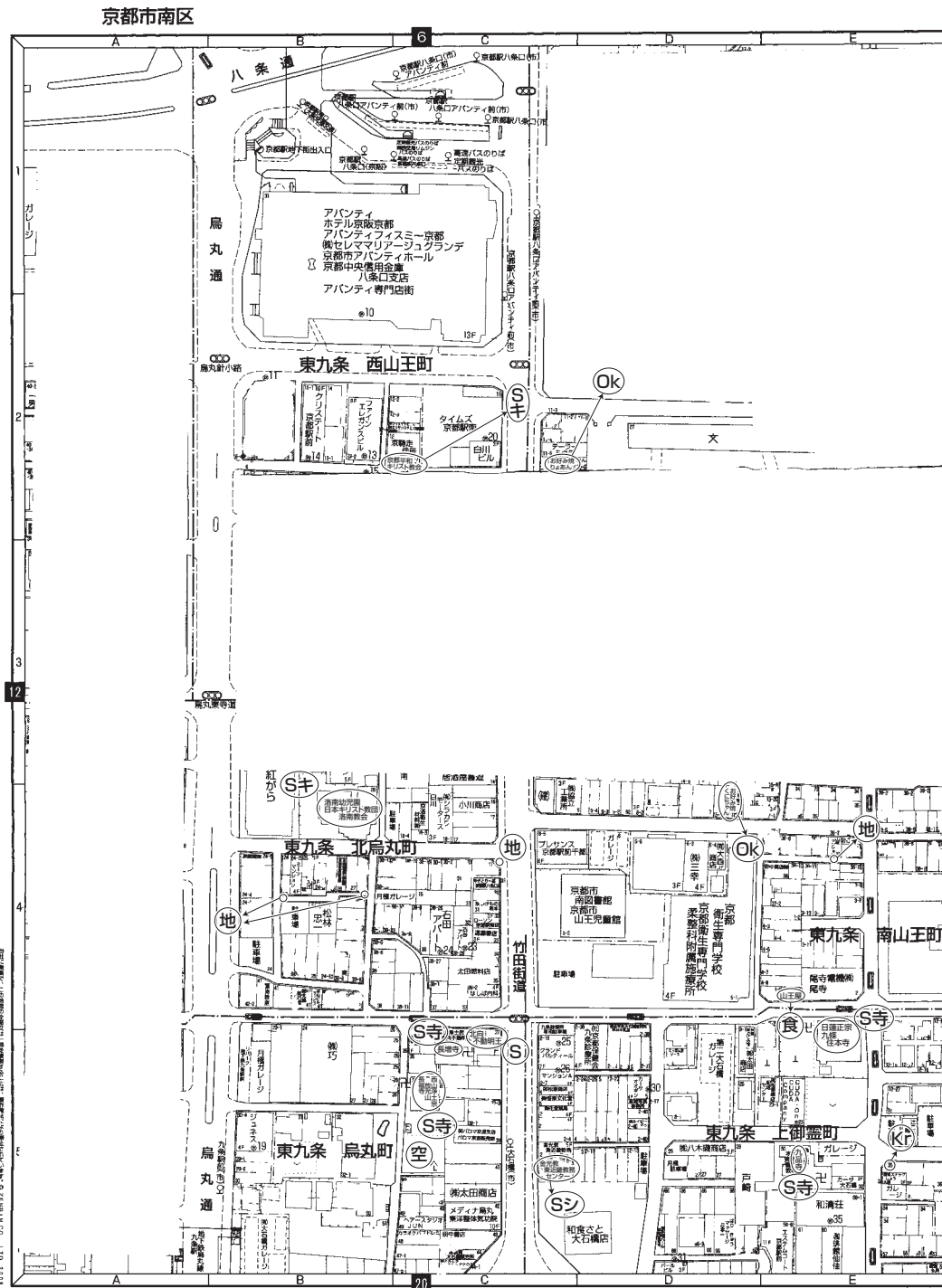
通常のマップであれば、在日コリアン密集地として、河原町通と東九条通に限定されようが、文化人類学的全体的アプローチによると、東九条地区及びその隣接地区を含めたマップが必要になる。

このマップでは、(1)韓国系食堂と居酒屋、(2)お好み焼屋について、を中心とするが、それだけでなく、地域社会全体の事情を知るために、(3)空地、(4)宗教関連施設（地蔵も含む）、(5)その他地域社会及びコリアンと関連する施設の分布を記している。(3)の空地はバブル期に地上げ屋が買いあさったものが、その後放置され、空地になったところがかなりの部分を占めている。東九条地区は高齢化が進行しており、しかもこのような空地が散見されるので、一種「寂れた」場所との認識が必要であるといえよう。(4)、(5)については、地域社会全体について知っておかないとコリアンのことだけでは、コリアンについての認識を獲得できないから必要だと考えられる。京都市の地域社会は各々の地蔵によって人的関係が形成されているという一面も持っている。また、神社、寺なども地域社会と密接に関わっている。同様に、特にニューカマー・コリアンの場合、キリスト教徒がある程度の人口を占めているので、宗教施設について調べた。また、(1)(2)については、在日コリアン（いわゆるオールドカマー）とニューカマーコリアンの店舗が含まれている。全体としてみれば、(1)にはニューカマーが多く、(2)についてはオールドカマーが多い。また、地図中のお好み焼き店すべてが在日コリアンによる経営ではないが、東九条一帯では、在日コリアン経営のお好み焼き店が比較的少なくないので、このような措置をとった<sup>3)</sup>。

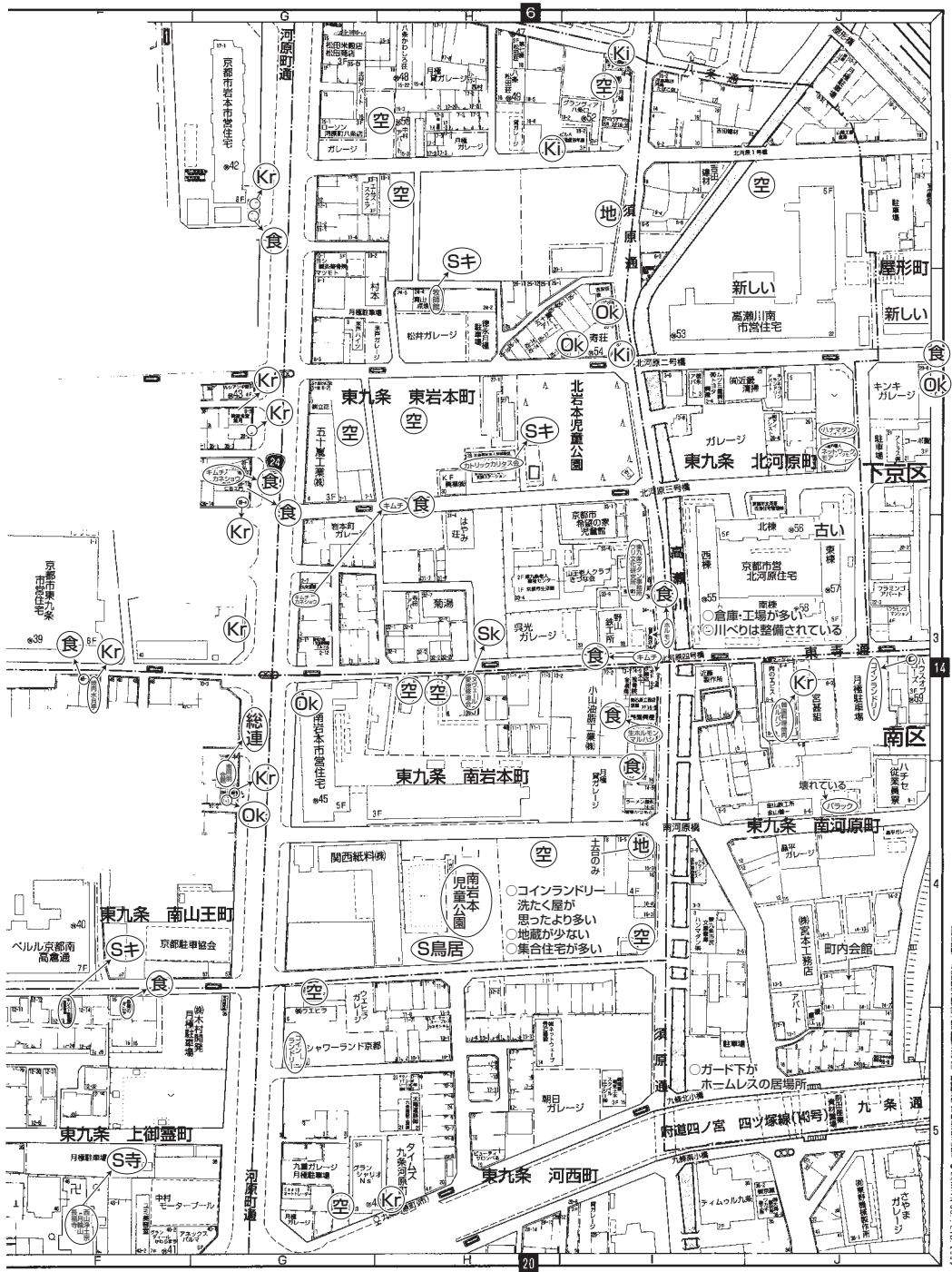
### 3. マップからみた特徴について

このマップを全体として東西にみると、河原町通がひとつの境になっていることがわかる。もともとの人が住んでいた村人居住地は、河原町通りの西側であり、ここには地蔵をはじめとして、神社・寺なども建っているし、大きな蔵をもっている地主と思われる人々の邸宅もこちらの方に建っている。高瀬川近辺には人家がなかったのであるが、コリアンたちが住み着くことで現在のように人家が増えていった。暗黙のうちで、日本人と在日コリアンの「棲み分け」があったことが推測できるが、ニューカマーコリアンはこのような「暗黙知」については了解していないため、河原町通よりも西側に教会などを建てている。また、以上のことについては、地元で長く住んでいる在日コリアンそれによって日本人にとって、「常識」になっており、フィールドワークでの聞き取りによって、確認されたことでもある。

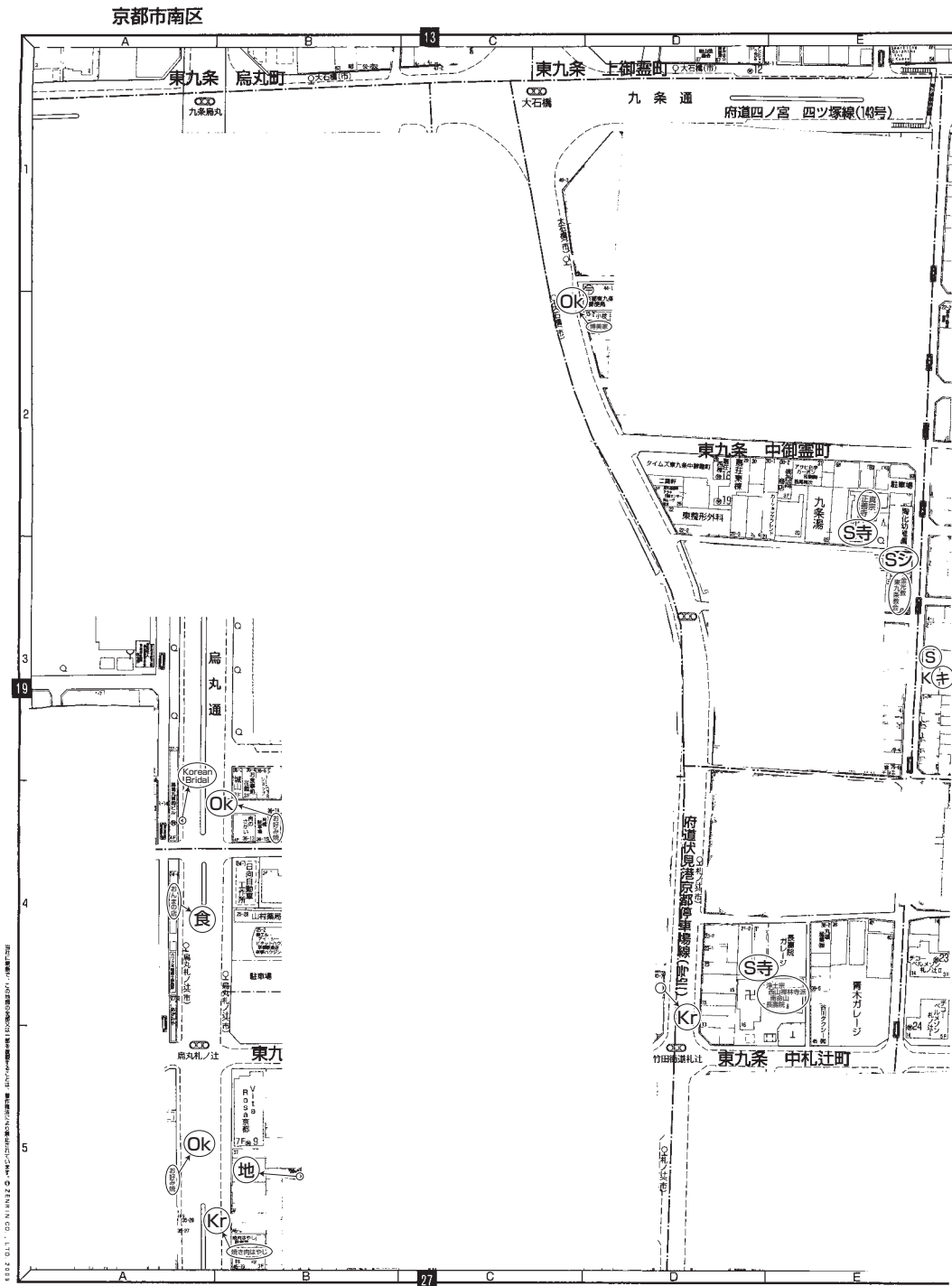
つまり、歴史的にみると、在日コリアンは東九条の一角に、日本人居住者とは別の世界を作り上げざるを得なかったのがあるが、最近のニューカマー・コリアンはその事情を知らずに、食堂等の営業を「村人居住地」の近接する場所で始めたと考えられる。これについては、これまでの不文律を破る新たな動きとも捉えられるし、これまでの歴史的経緯を無視した「身勝手な動き」とも解釈できる。これらの事実をもとにして、今後の街づくりを考える場合、日本人居住者と在日コリアンそしてニューカマー・コリアンそれぞれが自ら住む東九条の歴史を共有することが必要であると考えられる。なぜならば、旧来の住民にとって所与の歴史は新参者にとっては、「関係ない事情」であるが、それについての知識の共有がなければ、協同的に街づく



地図1 東九条のコリアン系食堂等の分布<sup>1)</sup>



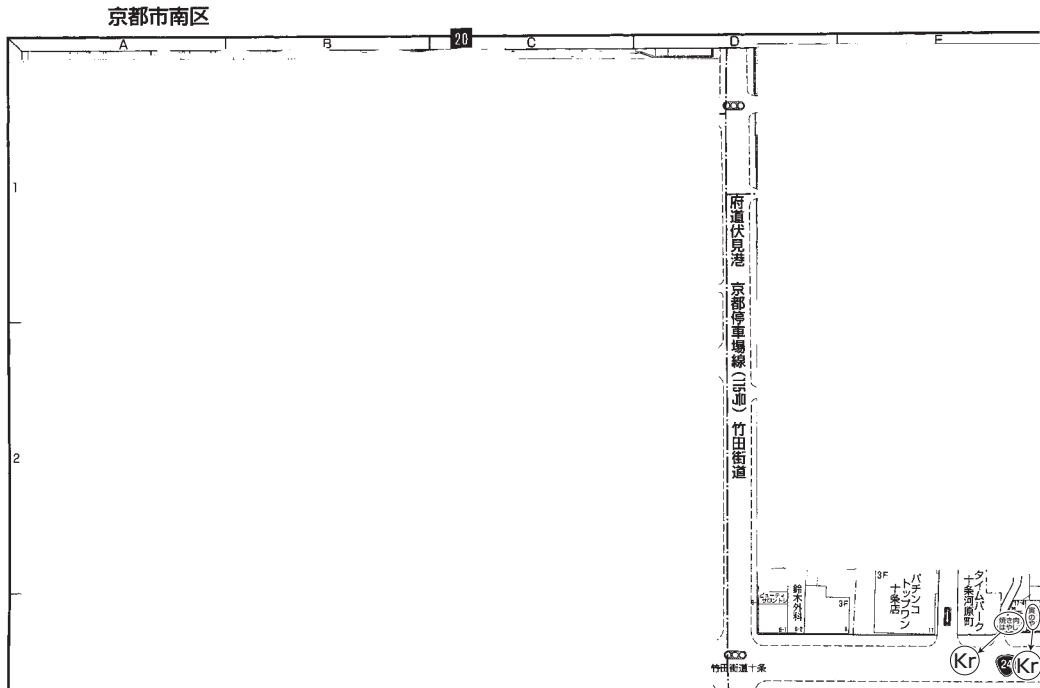
地図2 東九条のコリアン系食堂等の分布2



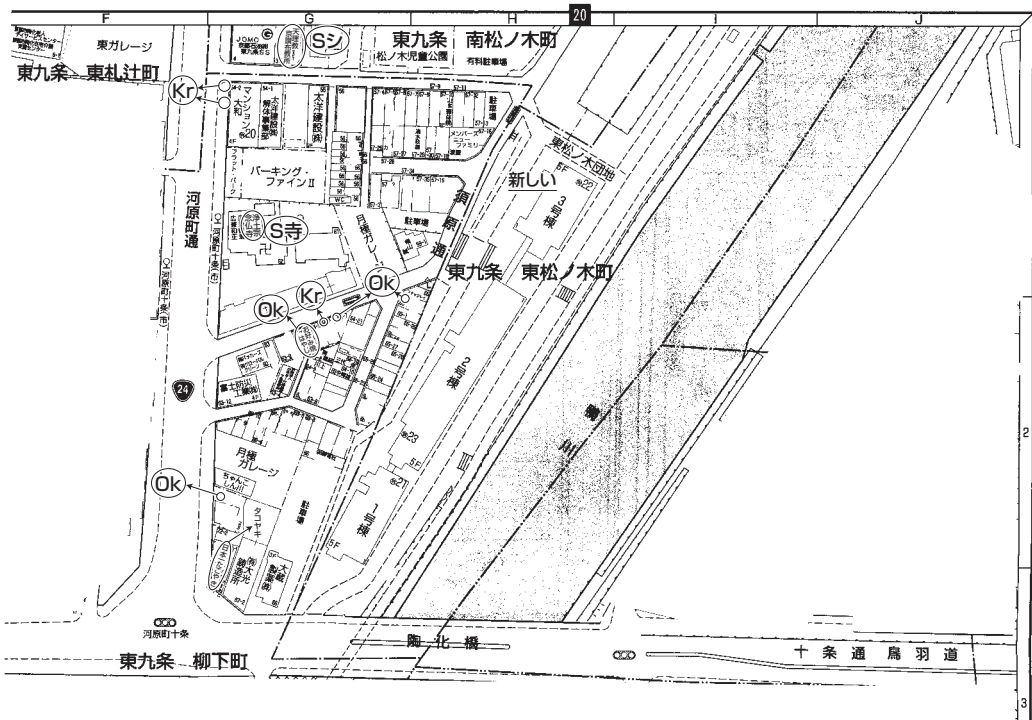
地図3 東九条のコリアン系食堂等の分布3



地図4 東九条のコリアン系食堂等の分布4



地図5 東九条のコリアン系食堂等の分布



地図6 東九条のコリアン系食堂等の分布



りはできないといえるからである。

### 地図上記号一覧

韓国系食堂 Kr, 韓国系居酒屋 Ki, 韓国系食  
材店, お好み焼き Ok  
宗教関係 S, 韓国系キリスト教会 K, キリス  
ト教会 ㊦, 教派神道系教会 ㊧, 神社 ㊨,  
寺院 ㊩, 地蔵 ㊪  
空地

## 第2章 「在特会」の活動とそのインパクト

以下が、「在特会」（在日特権を許さない市民の会）のホームページの一部である。

在日特権を許さない市民の会 7つの約束

1. 在日による差別を振りかざしての特権要求を在特会は断じて許しません。
2. 公式サイト の 拡充, 各地での講演会開催などを様々な媒体を通じて在日問題の周知を積極的に行っていきます。
3. 各所からの講演要請があれば在特会は可能な限り応じ, 集会の規模を問わず講師の派遣を行います (※)。
4. 「在日特権に断固反対」「在日問題を次の世代に引き継がせない」意思表示として在特会への会員登録を広く勧めていきます。
5. 当面の目標を登録会員数一万人に定め, 目標に達し次第, 警察当局や法務当局, 各地方自治体, 各政治家への在日問題解決の請願を開始します。

6. 在日側からの希望があれば, 放送・出版など様々なメディアにおいて公開討論に応じます。

7. 不逞在日の犯罪行為に苦しむ各地の実態を知らしめ, その救済を在特会は目指していきます。

※ 講師派遣については後日正式な告知を持って要請方法などを定めます。

平成一九年一月三〇日(火)

在日特権を許さない市民の会会長 桜井誠

在日特権を許さない市民の会

〒140-3013 東京都品川区南大井3-23-3

PMR3119

mail:zaitohantai@gmail.com

サイト運営代表者: 会長 桜井誠

(<http://www.zaitokukai.info/modules/about/zai/speech.html>) より

以上がインターネット上で公開されている、「在特会」の目標である。ホームページでは、この目標を設定するための日本と朝鮮半島の近現代史について書かれてあるが、近現代史の専門家であれば、これらのプロパガンダの内容はほとんど学術的には認められないことばかりであろう。インターネット上で会員を募っており、同ホームページによると会員数1万人が目標であり、2010年6月現在約8900人としている。活動はいわゆる街宣活動中心であるが、インターネット上で放送もしている。一応、各支

部がつくられているが、どの程度活動しているかについては定かではない。

日本国籍取得者を除く、韓国・朝鮮籍の在日コリアンの人口は、2009年現在、約58万人（この数字には在日コリアン以外のニューカマー韓国人も含まれる。法務省出入国管理局 <http://www.moj.go.jp/content/000049970.pdf>）である。さらに、これらの人々が、日本国籍者が享受できない恩恵にあずかっていると仮定しても、これらの人々の処遇そのものが日本社会にそれほどインパクトがあるとは考えられないだろう。日本社会自体の問題は、このようなオールドカマーの処遇とは関係なく形成され、現在も問題としてあるのであり、これらの人々が一人残らずいなくなったとしても、問題解決にはならないはずである。国際的レベルで外国人排斥をみると、経済的に落ち込んだ状態のときにスケープゴートの対象として外国人が選ばれ、経済政策の失態を社会心理学的に外国人に負わせるという現象が見られる。「在特会」のある意味では単純明快な外国人排除の論理は、このことと軌を一にしていると見ることができる。

これまでの日本の法律では、日本国内に居住する外国人は例外的な人々であり、日本国内の居住者は、外国大使館職員などを除けば、すべて日本国民であることが前提にされてきた。よって、サンフランシスコ講和条約（1952）以後旧植民地出身者の日本国籍が剥奪されるにおよび、これらの人々は外国人になったが、元日本国籍者であり、日本の植民地支配によって日本に居住することになったという経緯から、特別に日本での居住が許されることになった。もちろん、これは法的処遇についてだけであり、実際には就職等についての外国人差別が現在まで継続しており、日本国籍者と同等の社会的権利

が保障されているわけではない。

また、日本国における在日コリアンの法的処遇の背景には、社会的差別を温存させながら、日本に帰化させるという、排除しながら同化する政策があったのであり、つまり、差別がいやならば、自分のバックグラウンドを隠して、早く「日本人」になれという政策があったのであり、旧植民地出身者にどのような「特権」があったのかは、かなり疑問であるといえる<sup>5)</sup>。付言すれば、後述の丹野の著作においても明らかにされているように（丹野、2007：286-288）、在日外国人対策は、行政府（具体的には法務省）の「サジ加減」で進められてきたのであって、立法府はいわば行政によって出される、先例主義的措置を実質的に認めてきた。ここに、法務官僚である坂中の影響力の強さの裏づけ（脚注4参照）があるといえる。

在日コリアンの渡航史研究者の間では既に常識化している、強制連行は歴史的事実であるが、今日の在日コリアンの大半は物理的強制連行ではなく、日本の植民地支配と連動する朝鮮での生活困窮化を打開するために日本の渡った人々及びその子孫であることを確認する必要がある。また、朝鮮人の労働力を日本国は利用したのであり、当事者による生活打開策と労働力として使う側の労働力確保の意図が関わっていた。

在日コリアンの歴史と実態について、マジョリティ側が十分には知識レベルでは知らないことが、「在特会」の主張とその活動の前提にあると考えられる。しかしながら、マジョリティ一般大衆の「無知」に根ざした活動であるとしても、その活動は活発化しており、在日コリアンが比較的多く居住する地域はそのターゲットになっている。これに対する反応の一部が次に

掲載されるピラである。

このピラは、「在特会」によるデモンストレーションの後に、数千枚配られた（漢字にはすべてひらがなのルビがつけてある）。

ご案内 住民のみなさまへ

在特会による人権侵害から東九条を守る集い

～3・38に起こったこと

日時：2010年4月30日 午後7時開始～8時頃まで

会場：京都テルサ大会議室（京都府民交流プラザ）（3階東館）

会費無料

3月28日(日)に「在日特権を許さない市民の会」（在特会）と称する団体が、「希望の家」前の児童公園で集会を行い、河原町通を南下、久世橋通の朝鮮第一初級学校前まで、デモ行進を行いました。同団体は、東九条に住む在日コリアンや河原町通の商店などに対して、極めて侮蔑的で差別的な言葉を叫び、生活空間を乱し、営業妨害を行いました。これは明らかに人権侵害であり、この事態を憂慮する住民有志により、二度とこのような行動を許さず、東九条を守るために何ができるかを考えるため、集いを企画しました。どうぞ、ご参加ください。

主催：4・30集い実行委員会

「在日特権を許さない市民の会」とは？

3月28日に東九条から京都朝鮮第一初級学校までデモ行進を行った「在日特権を許さない市民の会」とは、最近、登場してきた団体です。在日外国人は排斥を訴え、宗教者から社会団体などのあらゆる人権活動に反対しています。「韓流ブーム」

やW杯（ワールドカップ）を通じて日韓交流の機運を敵視し、地方参政権に反対するだけでなく、「韓国併合」、「従軍慰安婦」、「強制労働」など、日本の戦争責任をめぐる歴史を否定しています。関連する集会や市民活動を物理的に妨害するだけでなく、「不逞鮮人をただき出せ」、「日本から出て行け」、「ゴキブリ、うじ虫」などと叫び、心ある人を傷つけ、当事者の人権蹂躪をくりかえす反社会的な団体です。朝鮮学校への襲撃（昨年12月、今年1月）、エルファへの抗議（先月）、そして今回の東九条での過激な抗議活動やデモ行進をおこない、警察に規制されるほどです。そのため、このような活動を誰もが許していないという市民の輪がひろがりつつあります。3月28日に起こった出来事を冷静にふりかえり、「共生」のまちづくりを進めてきた地域住民と幅広い市民のネットワークによって、わたしたちのまち「東九条」を守っていきましょう。

2010年現在の日本においては、「不逞鮮人」、「『在日』出て行け!」などの、排外的言説は通常耳にすることはなくなっているが、「在特会」からの発言にはこれに類するものが多く含まれており、在日コリアンの置かれている日本社会の現実を肌身で知らなければならなくなっているといえよう。これは、東九条在住の日本人市民も知らなければならないその現実にもなり、マジョリティとしての社会的責任が問われているともいえる。この事態を前にして、東九条の在日コリアン及び日本人住民が「在特会」のデモンストレーションに反応し、これからの街づくりの積極的理由付けにしようとしていることがここに窺われる。

実際のところ、筆者による東九条のフィールドワークによれば、在日コリアンも日本人住民

サイドも、これまでそれほどの危機意識はもっていたとはいえず、街づくりについても、それぞれがそれぞれなりにアプローチしてきたのであり、東九条全体として街づくりについてどのような方針で関わるかについては、まとまっているとはいえない。また、このことは東九条を拠点にした市民運動の数々の組織が出している文書からも明らかである。しかしながら、「在特会」のよるインターネットによる呼びかけ（という名目であって、実際のところはそれだけで人が動いているかどうかは分からない）であったとしても、常に一定の数の人間が集まり組織的活動をするのであって、これに個人個人が対抗できるはずはないであろう。つまり、ある程度の団結がなければ、東九条の秩序も脅かされるのである。

「在特会」の活動の前提には、マジョリティ一般がマイノリティである在日コリアンに対して、十分な知識と理解をもっていないことがあげられる。歴史的にみると、「在特会」成立には、「嫌韓流」という動きが関わっていた。現実の「在特会」に関わっている人々には、その代表も含めて「嫌韓流」を主張する人々が、かなりの数、存在する。筆者は既に、「嫌韓流」についての分析をしており、いわば「在特会」の前提になっている基本的考え方とそれを支える社会のあり方について明らかにしている。そこにおける結論部分だけを述べれば、戦前からの朝鮮・韓国蔑視観を前提に、現代日本における「病理」である、社会的ナルシズムが関わっているとした（原尻，2006<sup>6)</sup>。

これに加えて、日本社会全体が不景気にさらされており、一種のスケープゴートが大衆的に歓迎される面もあげられる。実のところは、前述のように、在日コリアンがすべていなくなっ

たとしても、日本社会全体の不景気、経済的問題は解決されないのであるが、社会心理学的には排除される「他者」がいることで、何らかの一時的心理的安定がもたらされるだろう。現実から目をそらせるこの効果は、最終的には自らに不利益として降りかかってくるだろうし、社会正義をあえて守らなかった良心の呵責からは逃れられなくなるだろう。

「在特会」についての研究はこれまでほとんどなく、研究者サイドも知っていながら、無視をしている状況だと考えられるが、そして、識者であれば、主張内容にはほとんど合理性があるとは考えられないだろうが、社会の現実としてこのような団体が存在し、反民主主義的活動を続け、また、一部のマジョリティから積極的に支援され、そしてまた、かなりの数のマジョリティがそのまま黙視していることについて注意を払う必要があると考えられる。これはエスニシティ研究において、マジョリティ・マイノリティの権力関係を考えるうえで、マジョリティの無関心、無知がどのような意味があるかの研究につながると考えられるのである。

東九条の事例では、筆者も出席した「在特会」についての各種集会において「在特会」への日本人住民の反応としては、「自分たちは差別などしていない」という声があがっている。もちろん、今後の継続した調査が必要であろうが、現時点においてはこのような反応が一般的である。これも一つの事例であるが、「在特会」に対するマジョリティ側の反応が重要なデータを提供してくれると考えられる。

## 参考

### 第3章 外国人登録法廃止に伴う在日外国人の 社会的処遇の変化

法務省によって、「報告書 「今後の出入国管理行政の在り方」平成22年1月第5次出入国管理政策懇談会、<http://www.moj.go.jp/content/000007334.pdf>」が出されている。

以下は、この報告書の目次である。

## 目次

- 第1 はじめに ～経済・社会状況の変化と新たな出入国管理の役割～
  - 第2 経済・社会状況の変化に対応した外国人の円滑・適正な受入れ
    - 1 高度人材を始めとする専門的・技術的分野における外国人の受入れの推進
    - 2 医療・介護分野における外国人受け入れ
    - 3 日系人の受入れの在り方
    - 4 研修・技能実習制度の適正化
    - 5 留学生等の受入れと定着化の推進
    - 6 国際交流の促進
    - 7 人口減少時代における外国人の受入れの課題
  - 第3 不法滞在等を生まない社会の実現に向けた取組
    - 1 不法滞在者・偽装滞在者対策の推進
    - 2 法違反者等の状況に配慮した取扱い
  - 第4 新たな在留管理制度に基づく出入国管理行政の展開
- 資料

この報告書によると、今後の出入国管理については、いわゆるニューカマー外国人の受け入れを円滑にするとともに、これらの人々との共生社会の実現が必要であるという。この前提には、日本において少子高齢化が進行し、近未来的に労働力が不足なくなることが、まずあるといえる。特に、高度専門職については、今後ますます外国人の専門家が必要になるのであり、受け入れのみならず、留学生等の育成とこれらの人々の日本定着を促進する必要があるという。

以上の状況を踏まえ、2009年7月8日には、入管法改正案が成立し、これを併せて、外国人住民を新たに住民基本台帳の対象とすること等を内容とする改正住民基本台帳法も同国会で可決・成立した。これらの制度は、公布（2009年7月15日）より3年以内に施行されることになっている。これまでの外国人登録法は前述のように、旧植民地出身者のみをほぼその対象としてきたという経緯があるが、今日の日本の社会状況にはこれが適応していないということがあげられる。具体的には、①在留期間の途中において情報に変更があっても外国人が法務大臣に直接届け出る義務がないこと、②外国人登録制度においては、これを通じて把握した情報について法務大臣に調査を行う権限がないこと、③外国人登録法上の申請義務違反が入管法上の処分と結び付いていないことから、在留外国人の側から見ると正確な届出をしなければならないことについての動機付けが弱いこと、④外国人登録制度においては、不法滞在者にも外国人登録証明書を交付しているため、不法滞在者の在留継続を容易にしていることなどが指摘されてき

た（同報告書 p.36）という。

つまり、旧来の外国人登録法ではニューカム-外国人の管理ができなくなったということであり、しかも、同報告書の目次でも明らかなように、在日コリアンへの対応についてはほとんど触れられていない。法務省の念頭にあるのは、ニューカム-外国人の受け入れとその管理にあり、そしてそのこと自体は今後の日本国の将来に深く関わると考えられているという点であると考えられる。

さて、このような経緯によって外国人登録法は廃止され、在日外国人にも住民票をもつことが義務付けられることになった。この具体的内容をみると、在日コリアンにとっては、社会的に相当なインパクトがあることがわかる。これまでの外国人登録証では、本名の記載とともに、日本名（いわゆる通称名、通名の意）の記載もできるようになっていた。この日本名使用の背景には、外国人名であると、即座に排除されてしまうという日本社会の対応があったといえる。現実には、民族名（国籍記載が韓国あるいは朝鮮であれば、本名は民族名になり、日本名は通称名になる）だけで生活している在日コリアンはかなり少数であるとみられ、民族団体の役員であっても、商取引上で日本名を使っているのは普通に見られることである。日本社会の排他的性格を物語る日本名使用であるが、住民票使用になった場合、日本名を書けるころは、「備考欄」のみとなり、実質的に公の生活では本名のみでの生活をしなければならなくなる。

例えば、新たに商取引を始める際に、自分を証明する書類は、住民カードかあるいはパスポートしかない。これまで使ってきた外国人登録証はないのであって、それに代わるものは、本

名記載のもの以外ないのである。付け加えれば、在日コリアン（オールドカム-）の大半はパスポートを常時携帯しておらず、住民カードだけが自己証明（ID）の代わりになる。もし、日本名を使うならば、その日本名がその人を証明できるものにならなければならないのであり、そのためには地方自治体の窓口が、備考欄に書いてある日本名が本人のものであることを証明する必要があるだろう。これまでの住民票の取扱では、備考欄の閲覧は第三者ができるようになっておらず、備考欄は本人のプライバシーに属することになっている。つまり、住民票をIDだと考えると、備考欄は住民カードにも掲載されていないため、日本名はIDとして使うことが困難であるといえる。よって、日本名で本人であることの証明は、地方自治体の窓口でもらうしかないと考えられる。

果たして、このようなことが実際可能であるかどうかの問題もあろう。もし、その自治体において在日コリアンの住民数がある一定以上であり、本人であることの証明を地方自治体の窓口がするとなれば、相当に煩雑な業務になるだろう。また、これについては、もし証明書があったとしても、それを証明書として認めるかどうかは当事者である取引相手次第ということにもなろう。あるいは、別の手段として、住民票の備考欄にその日本名が書いていることを弁護士等の法律関係者に頼んで証明してもらうという方法もあり得るだろう。このような手続きは不可能ではないだろうが、これまでは外国人登録証一枚で証明できたことが、煩雑な手続きでやっとなこと証明できるという事態になるはずである。

また、住民票によって子どもの小学校の就学についての連絡が本人の親に届けられるだろう

が、これも本名によってなされ、当然のことながら、学校にも本名が届けられるはずである。日本名使用は、これらの連絡の後、学校側と父母による話し合いによって決められようが、それを認めるかどうかは学校側の判断になろう。同じことは中学校進学後にもいえよう。いずれにしても、公のレベルで日本名を名乗ることで手続き上の問題が生じることになる。

法務省サイドにとってみれば、ニューカマー外国人の管理が重要であり、在日コリアンについては、いわば、既に「かたのついた人々」であると認識されているといえるだろう。なぜならば、近年の帰化者の増加、日本国籍者との婚姻（法務省データを民団が整理したものによると、2007年度では在日コリアンの婚姻のうち90%以上が日本国籍者との婚姻になっている <http://www.mindan.org/toukei.php>）の増加をみれば、このまま韓国・朝鮮籍を続ける在日コリアンはかなり少数になると見られるからである。

日本名使用の困難さは、当事者にとってみると、これまでの日本名使用の継続のための日本国籍取得（帰化）という発想になると予想できる。住民基本台帳による外国人管理という新たな制度は、実質的に在日コリアンの同化を推進すると考えられる（英語でいえば、assimilation というよりも passing, つまり「日本人」に化けるという意味）。血統主義によれば、このような passing によって「日本人」になることがすすめられることは容易に理解できる。学問的には、近代国民国家によって「民族」が創出され、それが自明化していくのが近代になるので、日本もその例外ではないといえる。しかも、出入国管理のみならず、日本国のニューカマー外国人受け入れは、外国人としての地位は

同じでも在日コリアンの存在のかけを薄くしてしまうという政策に支えられていると考えられる。

総務省による多文化共生というスローガンは、地方自治体レベルでも一種上位下達式によって広められており、これまでそれほどの関心を持たれて来たとは考えにくい。在日コリアンよりも、言語面においても他者としての「外国人」であるニューカマーの方に関心が向けられるようになってきている。いわば、中央の政府の意向がそのまま地方自治体にも及んでいるといえよう<sup>7)</sup>。在日コリアンのように言語、文化の面での異質性の弱い人々ではなく、異質性の強い人々への注意が払われているといえるのであって、本来の意味での他者との共生とは考え難いのである。ここでいう本来の意味とは、マジョリティ社会から何らかのスティグマ（烙印）を押され、権力関係レベルで劣勢である人々、マイノリティとしての他者という意味である。

さらに、住民票について考えてみると、もともと日本人としてのIDは戸籍であり、戸籍をもとにして住民票がつけられているのであって、住民票自体はIDにはなっていない。住民基本台帳に外国人住民を入れることはこれまでにない新たな試みであるが、住民票のものは戸籍であり、戸籍は血統主義に基づいているのであるから、住民票をもっている外国人とは、血統主義の日本にとっては過度的存在であって、本来的には戸籍のない人は、法律の理念上も日本社会の住民とはとらえられていないのである<sup>8)</sup>。法的な日本人にとっては、住民票はIDにはならないのであるから、それを外国人にのみ適用することは本来的にいって、難しいことであることがわかる。

「いるのに、いないことになっている在日コリアン」（原尻，1997：211）とは以上の血統主義による排除の現象を指している。この血統主義は法律のみならず社会的にも一般化しているのであり、官僚から一般社会人まであまりにも当たり前の所与の制度であるといえよう。丹野は、ニューカマー外国人の研究において同様のことを指摘しており（丹野，2007：286-288）、現在の日本においては、誰しもが実質的な「外国人労働者」がいると認めているにも拘らず、制度的には外国語教授などの高度な専門の仕事以外においては、「外国人労働者」は一人もいないことになっている日本の矛盾が明らかになっている（原尻，2003）。つまり、在日コリアンに顕在化した日本社会のあり方は、血統主義というそれに関わっており、それを官僚も社会も自覚化したうえで、共生社会実現のためにはどのような社会理念が必要かを考えない限り、「歴史は繰り返す」といえるのである。

また、当初、外国人用の住民基本台帳は日本人とは別にすることが、当然視されていたが、現実には、外国籍者と日本国籍者が同居している世帯があるので、別にすることは現実にそぐわないとして、結果として外国籍者は日本国籍者と同じ住民基本台帳に記載されることになった。これは官僚主義的先例主義の具体的事例であると考えられるが、この先例主義の前提には、恐らくは官僚にとっては、あまりにも自明であり、意識化することもほとんどない血統主義があることは明らかであるといえる。そして、外国人の住民基本台帳記載自体が特例であることも自明であり、その特例は過度的な措置であると考えられるのである。

つまり、法制度的基本的枠組みを何ら変更せずに、「共生社会」実現というスローガンを叫

び、高学歴で有用な外国人のみを受け入れるという方策には、実のところその限界が明らかであることがわかったといえよう。外国との諸制度との比較、グローバル・スタンダードとは何かについての基本的考察をするとともに、現在のニューカマー外国人についての地道なフィールドワーク、そしてそれらの外国人と日本人との関係についての民族誌学的な調査・研究が要請される、所以がここにあると考えられる。これによって、社会的に血統主義が与件になっており、京都市内のみならず日本全国において、外国国籍者に対する日本人の対応が、具体的な生活場面でどのように表象されているかが明らかになるといえよう。いわば、排除する側が自ら気づかずに排除しており、その排除の原理（つまり血統主義）とそれに基づく排除の実相について我々は知る必要があるのである。

### 結語あるいは街づくりの可能性と方向性

第1章で記述したコリアン系の食堂の分布によって、オールドカマー、ニューカマーの別があるとはいえ、コリアン系の食堂が東九条一帯において営業を展開していることがわかる。しかしながら、前述のように、これらの店舗が新たな街づくりのために一体となって組織化されているわけではない<sup>9)</sup>。それぞれの店舗がそれぞれに営業戦略を展開しているのであるが、恐らく、今後の利益をより一層あげるためには、コリアン食堂街としての東九条の組織化が意味をもつ可能性があると考えられる。日本全体としての韓流ブームもあり、コリアン系の食文化はソウルオリンピック以後広まっている。これに加えて、京都駅からのアクセスの容易さを考えると、コリアン食堂街という物言いは戦略的に使えると考えられよう。



日本国の国策においては、ニューカマー外国人がその労働力として重視されており、そのため共生社会というスローガンであると考えられるが、これまでの歴史を考えると、オールドカマーの処遇改善に基づく、ニューカマーのより良い処遇であるべきであろうが、実際にはそのような環境条件のなかで、大半の在日コリアンは自らの生活を守るだけで精一杯だったと考えられるが（原尻，1998，2003），そして、東九条においても結果として在日コリアン間の連帯，在日コリアンとニューカマーコリアンとの相互提携，また日本人とオールドカマー，ニューカマーコリアンとの多文化共生社会への前進は，それほどすすめられてきたとは考えられない。

第2章，第3章でみてきたように，在日コリアンサイドが何もアクションを起こさなければ，在日コリアンが「日本人」となることで表向きの在日コリアン問題は終結することになる。また，「在特会」の動きに見られるように，表向きの共生社会，多文化共生とは裏腹に，これまで日本社会が蓄積してきた負の遺産は，何も変えようとしなければ，そのまま温存されることになるだろう。

ここまでの記述と分析及びこれまでの筆者の研究活動から（原尻，1989，1997，1998，2000，2003，2005）いえることは，在日コリアンに残された選択肢のひとつは，自らの被差別の歴史を内面化し，自らが被った負のエネルギーをプラスに転化するとともに（排除されてきた人々が排除し返すのではなく，共生をめざすということ），ニューカマー外国人と協同しながら，相互援助して，マイノリティのみならずマジョリティに対しても，より良い日本社会を建設するために，貢献することがあげられる。実質的

に日本国の政策がニューカマー外国人中心になっており，ニューカマーとの連帯なしには，より良い社会建設の方向性が見出し難いと考えられる。上述のコリアン食堂街という相互利益になる展開は，理念としての共生と経済的相互利益が有意味に連関した戦略になるといえよう。東九条の街づくりには，このような観点があり得ると考えられる。

ここにおける資料紹介で考察したような，全国レベルの動きを踏まえての街づくりについては，これまで研究蓄積が十分ではなく，ある特定の地域的文脈重視が一般的であったといえよう<sup>10)</sup>。全国展開の排斥運動，在日外国人への国策についての考察は，これらの考察と地域的文脈との関係についての考察への第一段階であり，今後はこのような観点が必要であると考えられる。

## 注

- 1) 東九条の河原町通りは，他の京都市内の通りと比較しても，景観的にはコリアン食堂が集中しているようにみえる。その規模は大阪市生野区の比ではないが，映画『パッチギ!』の舞台にもなったように，戦後ずっと在日コリアン密集地として知られており，在日コリアン経営のホルモン焼き屋，焼肉屋，お好み焼屋にニューカマー・コリアンの韓国料理屋が加わっている。
- 2) 大学院生 伊藤修毅，一回生，乾はるか，安部澄，中川文恵，日下部友馬，窪田千紘，池谷恭子，山本康平，片岡巧，渡辺葵，山根彩津子，原祐樹，波田野芳樹，坂本卓也，佐伯麻祐，上別府咲，江藤潤一郎，石城戸里美，野村恵利，西田一貫。
- 3) 具体的店舗名はあげないが，筆者は河原町通りを中心としたお好み焼き屋を一軒，一軒たずねており，地元の人々とのツーカーの人間関係を作り上げているいわば「老舗」のお好み焼き

屋には在日コリアン経営のそれが比較的少なくない。また、自らの店舗を韓国料理と名づけている食堂はニューカマー中心であり、焼肉屋、ホルモン焼き屋などにはニューカマーの店はなく、オールドカマーの店になっている。今後は、一軒、一軒の店を調査し、ミクロな観点からの分析が必要だと考えられる。

- 4) 原典は（ゼンリン，2000）に依っているが、筆者が必要な情報を書き加えている。また、個人情報等については削除している。
- 5) 日本国の対在日外国人政策については（坂中，1989）参照
- 6) 「嫌韓流」についての分析というよりも、「嫌韓流」で主張されている内容は事実ではないという指摘は、（太田，朴，2006），（田中，板垣，2007）などでも行われている。
- 7) 2006年に総務省より、「地域社会における多文化共生推進プラン」が策定され（[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b6.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf)），各々の地方自治体においては総務相のプランにそった文章が作成された。京都市もその例外ではなく、ほぼ総務省のプランと同様の内容で、「多文化共生」を推進することになっている（<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000025285.html>）。
- 8) 日本人及び外国人にとっての戸籍の意味についてはこれまでそれほど研究されてきたとはいえないが、近代日本における戸籍の意味及び戸籍を支える血統主義とそれによる植民地支配については、（遠藤，2010）が詳しい。また、帰化の過程が、近代日本で共有化されていった祖先崇拜によるホトケからカミへの過程とパラレルな関係にあるという分析（原尻，1989）によって、それが近代日本における血統主義的前提に基づいていることも明らかである。
- 9) 過去4年間筆者が参加した東九条の在日コリアンの数々の会合でこのことは明言されており、ニューカマー・コリアンの参加者からも同様の指摘がされている。また、筆者による個別店舗の訪問でも同様のことが言明された。
- 10) これについての具体的な出来事は、東九条において街づくり構想の活動をしている代表的グ

ループ内での会議に席上起こった。筆者が、定住外国人が住民票をもつことになるという説明したことに對して、在日コリアンの参加者はすべて関心を示したが、日本人のある参加者からは、「何のためにそんなことを知る必要があるのか？」という質問が出された。在日コリアンサイドの人々は、一般の在日コリアンよりも意識が高い方の人々が中心であったので、「通名使用」ができなることの意味について考え出したのであるが、日本人参加者にとっては街づくりにはそのようなことは重要ではないと思われていた。これに加えて、「血統主義によれば、日本は先祖代々日本人である人々の土地であるので、スローガンとしての多文化共生という名目がいくら出されたとしても、戸籍のない外国人は原理的に地域社会の住民にはなれなくなっている。京都市内のみならず日本全国どこでも根本的に社会の暗黙裡の前提、その前提を共有する行政施策を考え直さなければ、地域社会の一員として外国国籍者はみなされることはありえない」と筆者は発言した。また、在日コリアン集住地である大阪市生野区のローカル・コンテキストにおける、血統主義を前提とした「日本人」の意味についての分析は（原尻，2005）参照。

## 参考文献

- 遠藤正敬『近代日本における植民地統治における国籍と戸籍——満州・朝鮮・台湾』（明石書店，2010）
- 太田修，朴一編『「マンガ嫌韓流」のここがデタラメ——まじめな反論・不毛な「嫌韓」「反日」に終止符を！対話と協力で平和を！！』（コモンズ，2006）
- 坂中英徳『今後の出入国管理のあり方について——坂中論文の複製と主要論評』（日本加除出版，1989）
- ゼンリン『ゼンリン 住宅地図 京都府京都市南区』（ゼンリン，2009）
- 田中宏，板垣竜太編『日韓新たな始まるのための20章』（岩波書店，2007）
- 丹野清人『越境する雇用システムと外国人労働者』

(東京大学出版会, 2007)

原尻英樹『在日朝鮮人の生活世界』(弘文堂, 1989)

原尻英樹『日本定住コリアンの日常と生活: 文化人類学的アプローチ』(明石書店, 1997)

原尻英樹『「在日」としてのコリアン』(講談社現代新書, 1998)

原尻英樹『コリアンタウンの民族誌』(ちくま新書, 2000)

原尻英樹『日本のなかの世界: つくられるイメージと対話する個性』(新幹社, 2003)

原尻英樹『マイノリティの教育人類学: 日本定住コリアン研究から異文化間教育の理念に向けて』(新幹社, 2005)

原尻英樹『『嫌韓流』にみる日本定住コリアンのイメージ: 朝鮮蔑視観と自己中心性の病』(『アジア遊学』No.92, 勉誠出版, 2006)

## ウェブサイト

「在特会」

(<http://www.zaitokukai.info/modules/about/zai/speech.html>)

法務省出入国管理局

(<http://www.moj.go.jp/content/000049970.pdf>)

(<http://www.moj.go.jp/content//000007334.pdf>)

総務省

([http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b6.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf))

京都市

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000025285.html>)

大韓国民団

(<http://www.mindan.org/toukei.php>)